

令和 8 年 4 月 1 日
厚生労働省大臣官房厚生科学課

厚生労働科学研究 研究代表者、研究分担者 各位

研究成果情報及び会計実績情報の内閣府総合科学技術・イノベーション会議への情報提供について

「科学技術イノベーション総合戦略 2016」（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）においては、各府省に対し、「公募型資金について、各配分機関は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録を徹底し、年度終了後、総合科学技術・イノベーション会議（以下、CST I という。）に対して遅滞なくデータを提供する。」ことが求められています。

厚生労働省においては、厚生労働科学研究の研究代表者に対し、研究成果及び会計実績について、厚生労働科学研究成果データベースへの登録を求めています。同一内容を重複して登録させることを避ける観点から、e-Rad への登録は求めています。なお、厚生労働科学研究費補助金の公募要項においても、以下のように規定しています。

II 応募に関する諸条件等

7 その他

(5) 政府研究開発データベース入力のための情報 【該当部分の抜粋】

厚生労働科学研究成果データベース（国立保健医療科学院ホームページ）において公開された研究成果（投稿論文、取得した特許等）についても政府研究開発データベースに提供されます。

つきましては、厚生労働省から CST I へは厚生労働科学研究成果データベースの登録データを提供することとしています。また、CST I における情報解析等に際しては、e-Rad の研究者番号による紐付けが必要となります。このため、当該番号についても CST I へ提供することについて、ご理解いただくようお願いします。

<本件問合せ先>

厚生労働省大臣官房厚生科学課
e-Rad 運用管理者

03-5253-1111 (3819)